

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.20 養子縁組

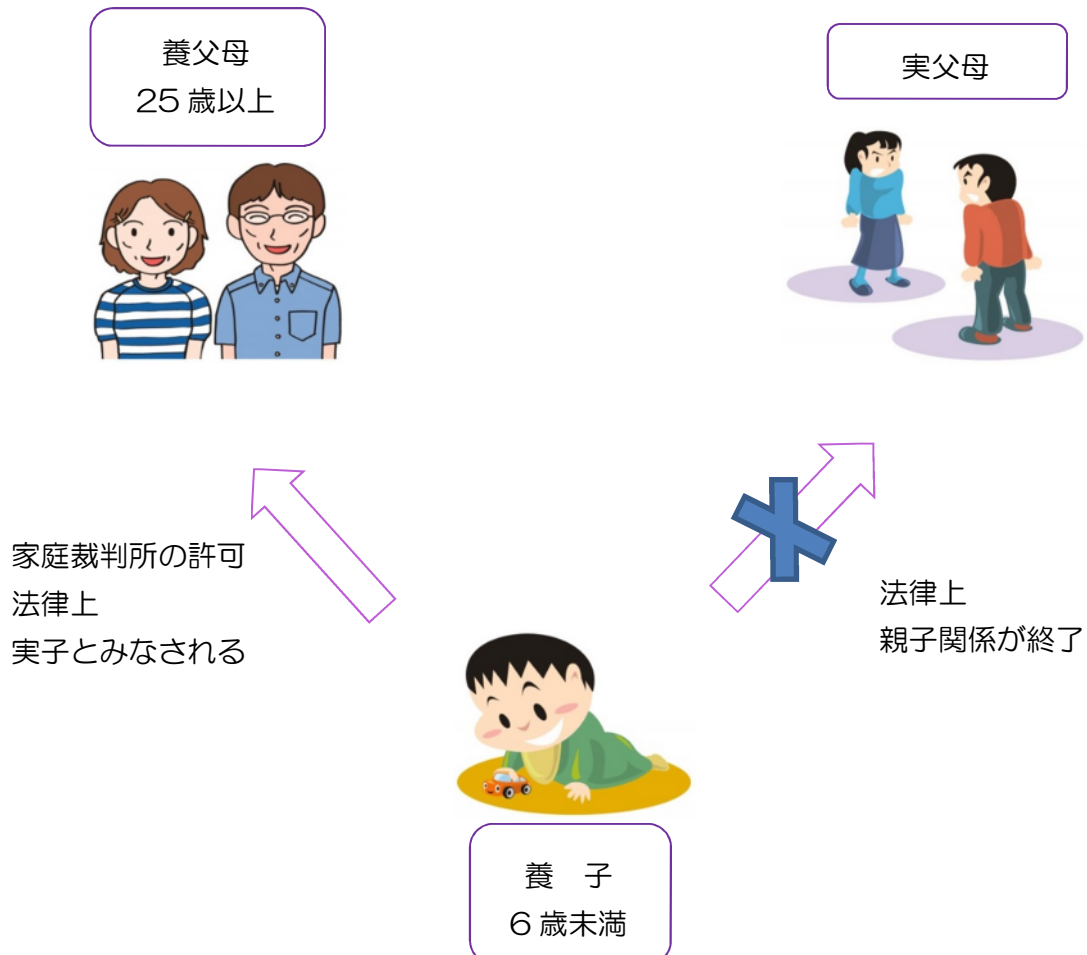
2020 年オリンピックが東京に決まりましたね。久々にうれしいニュースです。
日本列島がお祭り騒ぎですが、消費税増税や社会保障費の負担増、輸入食糧品の値上げなど
厳しい現実もありますね。

養子縁組

養子縁組とは、親子関係のない者同士が縁組をすることによって、法律上、親子関係がある
のと同じように扱われる制度です。普通養子縁組と特別養子縁組があります。
先日、新聞に「養子縁組をあっせんした民間団体が、養父母から多額の現金を受け取っていた」という記事が掲載されていました。これは特別養子縁組のことなのですが、一般的に知られる普通養子縁組とどのように違うのでしょうか。

特別養子縁組

子どもを出産したけど、やむを得ない事情で子どもを育てられない場合など、その子を養親
の子どもとして育てる制度を特別養子縁組といいます。縁組ができるのは、原則として 6
歳未満の子どもと、25 歳以上の夫婦です。家庭裁判所の許可が必要で、裁判所が子どもの
利益のために特に必要と判断した場合に認められます。



縁組が認められると、実の親子関係は法律上終了し、養子は養親の実子と同じ扱いを受けることとなります。戸籍の子の欄には「長男」「長女」などと記載され、一見すると養子とはわかりませんが、身分事項記載欄には「民法 817 条の 2 による裁判確定により入籍」と記載されます。養子は、養親の子としての相続権を持ちます。

普通養子縁組

普通養子縁組は、養子が実親との親子関係を存続したまま、養親との親子関係を作ります。縁組するためには、お互いの同意があれば、市区町村役場に「養子縁組届」を出すだけで手続きは終了します。ただし、未成年の子を養子にする際には家庭裁判所の許可が必要です。

(後妻の連れ子を養子にする場合などは、家裁の許可は不要です)

普通養子は、実親の相続権と養親の相続権を持ちます。実親の財産も、養親の財産ももらえるということです。



相続税対策で、孫を養子にすることはよく行われます。親→子→孫と相続を 2 回行うよりも、親→子(孫)と 1 回の相続にしたほうが節税できるからです。ただし、民法上は養子の数に制限はありませんが、税法上は、養子が実子として扱われるのは(税の優遇措置が受けられるのは)自分の子どもがいる場合は 1 人まで、子どもがいない場合は 2 人までとなります。

Pick Up 1

2013 年 9 月 4 日、最高裁が非嫡出子(婚外子)の相続権を嫡出子の 2 分の 1 とする民法の規定を違憲としました。115 年前に決められた婚外子の規定は、事実婚など多様化する現在には適合しなくなったというのが裁判所の判断です。正妻の子に多くの財産を残すためには、遺言が必要になります。民法の速やかな改正が待たれます。

Pick Up 2

電話による無料相談日を設けました。自宅に居ながら相談できます。

9 月 25 日(水) 10 月 9 日(水) 10 月 16 日(水) 10 月 23 日(水) 10:00~17:00
やむを得ず予定を変更する場合がありますので、HP でご確認ください。

離婚、相続、遺言、内容証明、契約書
その他不動産のことなどもご相談いただけます。

◆行政書士 8 年 主婦 18 年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町 1-17-203 (JR 芦屋徒歩 1 分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204